

非常変災時の学校対応

1 特別警報

状況	保護者および学校の対応
生徒が登校する以前に特別警報が発表されている場合	○自宅待機
自宅待機後、特別警報が解除された場合	○学校から学校再開の指示があるまでは自宅待機とする。 (教職員が通学路と校内の安全を確認した上で家庭に学校再開の連絡をする) ※午前6時を過ぎても学校再開の指示がない場合は、その日は休校とする。 ※学校再開の指示があっても、生徒の安全な登校に支障をきたす状況の場合は、保護者の判断で登校を見合わせる事ができる。(保護者の判断で登校させない場合や登校を見合わせる場合は、欠席や遅刻とはしない。)
生徒の登校後に、特別警報が発表された場合	○即刻授業等の活動を中止し、生徒の生命と安全を確保する最善の対応を迅速に行い、特別警報解除までは生徒を安全な場所に留め置く。 ・大雨 → 教室または体育館で待機 ・暴風 → 教室または体育館で待機 ・地震 → 運動場への避難 ・津波 → 屋上の高さ以上の津波の恐れがある場合は、本郷公園へ避難 そうでない場合は、屋上へ避難 ※保護者から生徒の引き取り要請があった場合、安全に帰宅できると判断できる場合は引き渡す。
学校に留め置いた後、特別警報が解除された場合	○生徒を安全に下校させようと判断できるまでは、下校させない。 (教職員が通学路の安全を確認した上で、下校の判断をする)

2 暴風警報や非常変災

(1) 登校前

状況	保護者および学校対応
暴風警報、暴風雪警報	○午前6時00分までに解除された場合 → 平常どおりの授業を行う。 ○午前6時00分を過ぎても解除されないとき → 休校とする。
洪水警報、大雨警報、大雪警報	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ※生徒の安全な登校に支障をきたす状況の場合は、保護者の判断で登校を見合わせる事ができる。(保護者の判断で登校させない場合や登校を見合わせる場合は、欠席や遅刻とはしない。)
落雷、豪雨、道路の冠水、河川の氾濫、がけ崩れ、家屋の倒壊、大規模停電等	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ※生徒の安全な登校に支障をきたす状況の場合は、保護者の判断で登校を見合わせる事ができる。(保護者の判断で登校させない場合や登校を見合わせる場合は、欠席や遅刻とはしない。)

(2) 登校後

状況	保護者および学校対応
暴風警報、暴風雪警報	○安全に帰宅できると判断した場合は、速やかに下校させる。 ※生徒の安全な下校に支障をきたす状況の場合は、危険がなくなるまで学校に留め置く。
洪水警報、大雨警報、大雪警報	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ※気象庁などの情報をもとに、危険が増大すると判断した場合には、日程を変更し、下校させることもある。
落雷、豪雨、道路の冠水、河川の氾濫、がけ崩れ、家屋の倒壊、大規模停電等	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ○生徒の安全な下校に支障をきたす状況の場合は、危険がなくなるまで学校に留め置く。

3 大雨がもたらす「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがある場合の避難情報（警戒レベル）を踏まえた学校の対応について

本校の通学地域の全部または一部が避難対象地域（対象校区）となり、警戒レベル3・4が発令された場合について、生徒の兄弟姉妹が在籍する芦原小学校・高師小学校とも連携を取りながら、次のように対応する。

(1) 警戒レベル3「高齢者等避難」（危険な場所から、避難に時間のかかる人は早めに避難開始）

ア 登校前に発令されている場合

- ・通学路の状況等によって臨時休校や授業の開始時刻を変更することがあるが、原則として平常

通り授業を行う。

- ・保護者が、生徒の身の安全を守る観点から登校を見合わせる判断をした場合は、学校にその旨を連絡してください。校長が合理的な理由と認めた場合、欠席扱いにはしません。

イ 登校後に発令された場合

- ・気象状況の変化や教育委員会からの通知によっては、途中で授業を切り上げることもあるが、原則として平常通り授業を続ける。
- ・状況の悪化が見込まれると判断した時点で直ちに授業を打ち切り、以下の避難行動に移行する。
 - (ア) 「学校に留め置き（屋内安全確保）」「引き取り下校」「集団下校」など、下校の方法について「まなびポケット」で連絡する。
 - (イ) (ア)に示す方法では都合が悪い場合、学校へ連絡してください。ご相談に応じます。

(2) 警戒レベル4「避難指示」（危険な場所から全員避難）

ア 登校前に発令されている場合

- ・当日の午前6：00までに解除されなければ、臨時休校とする。

イ 登校後に発令された場合

- ・直ちに授業を打ち切り、以下の避難行動に移行する。
 - (ア) 「学校に留め置き（屋内安全確保）」「引き取り下校」「集団下校」など、下校の方法について「まなびポケット」で連絡する。
 - (イ) (ア)に示す方法では都合が悪い場合、学校へ連絡してください。ご相談に応じます。

4 甚大な被害を伴う大規模地震発生時の対応

(1) 登校前

- ・学校再開の指示があるまでは休校とする

(2) 登校後

- ・直ちに授業等を中止し、学校内の安全な場所に避難し、留め置く。
- ・原則、保護者引き渡しとする。
 - ※安全な帰宅が懸念される場合は、生徒を保護者とともに、学校内に留め置く。

5 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報は、「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」の、四つのキーワードで発表される。いずれの場合にも、通常どおりの教育活動を行うとともに、速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。なお、校区の状況を確認しながら、生徒の命を守ることを最優先に、市教委と協議の上、対応について校長が判断する。校外学習中（修学旅行、野外教育活動を含む）の場合は、安全な場所に生徒を集合させた後、帰校する。

※他の避難所が不足した場合、市教委からの指示があれば避難所として開所する。

6 Jアラート発動時

- (1) 登校前・・・学校が生徒の登校に問題がないと判断し、学校から登校の指示があるまでは、自宅待機とする。
- (2) 登校後・・・被害がある場合や安全な下校ができない状況の場合は、保護者の方に引き取りにきていただく。

※停電等により、通信手段が機能しなくなる状況に陥ることもあります。その場合は生徒の安全を第一とした動きをとりますので、ご承知おきください。

本件に関する問い合わせ先

本郷中 教頭 48-3116